

第十回 参議院地方行政委員会會議録第三十号

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)午後一時三十一分開会

本日の会議に付した事件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

今日は地方税法の一部を改正する法律案の予備審査を行います。昨日国民健康保険税につきまして、厚生大臣の出席を求めて質疑を行いたいというお申出がございましたが、これから御質疑をお願いいたします。

○高橋道太郎君 今回新たに国民健康保険税が設定されるのでありますが、国民健康保険税につきましては、各町村が財政的に非常に困難な状態をなしてある。このために町村によりましては、この財政が破局に瀕してあるという状態にあるのであります。その原因は一つにはいわゆる健康保険が現在のような徴収状況で滞納が非常に多いということ、もう一つ健康保険のうちにいわゆる肺結核等による長期に亘る病状に対する施設費が非常に高くなる。そういうようなことで現在の地方財政を以てしては、到底これを担当することができないというような状況にあることは承知の通りであります。従つてこれに対する国の国庫補助の増額、特に肺結核その他の施設に対する国の十分なる負担と、並びに健康保険に対する給付に対する保険

料の国庫の一部負担ということは前からこれは強く要望されて参つた問題であります。然るに今回地方税法の改正によりまして、国民健康保険税が設けられたというところは、一面においては成るほど従来の徴収方法が税という形になりますから、従来の滞納その他の問題は解消すると思ひますけれども、依然として地方財政に及ぼす、或いは地方町村民の過重負担ということがこれを以てしては未だ免れることができないのであります。従つて地方町村民が、或いは地方町村民がこういう税の形で国民健康保険税を納付する負担の形になります。一方これに對應して国のほうにおきまして、従来の国民健康保険制度を国が真先にこれを創定して、且つ又現在の我が国の現状から見ましてやはり国が強力にこの健康保険に対する負担と申しますか、或いはこれがバックと申しますか、そういうものを税創設と同時に一方におきましては、強く国家においてこそこれが保障をなすべきものであると思ひます。我々の知る範囲におきましては、どうも国家のこれに対する負担と申しますか或いは保障と申しますのは、非常に十分でないと考えられます。この地方税法を改正して新たに国民健康保険税を納付する形に創定すると同時に、その一方の形である国の負担もこの際十分見て頂きたいと思ひますが、その点に關する厚生大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(黒川武雄君) お答えいたします。国民健康保険の赤字問題は十分に私も承知いたしておりますが、又この際申上げておきたいことは、赤字でなくこれに成願のいい市町村もあるというところを一応申上げておきたいと思ひます。何とかしてこの赤字を克服するについていたさねばならんと考へたのでございまして、御承知の通り二十六年度におきましては国民健康保険の事務費は全額国庫負担になりました。今予算に計上いたして皆様の御審議をお願いしておるやうな次第でございまして、給付費におきましては二割程度の給付費を国庫で負担したいという、厚生省でいろいろ折衝いたしましたが、国の財政上の困難からそれは出せないということになりましたが、私はその予算案の決定、最後の決定いたしました開議におきましても主張いたしまして、二割でなければ一割でもいい、一割でなければ五分でもよろしいというのを主張いたしました。否決されたやうな次第でございまして、私といたしましては二十六年度はそういう工合でございまして、けれども二十七年以降以降に對しては、十分給付費の決定について努力し、そして少しでも給付費を国庫負担によつて実施したい、こういう考えでおります。

○高橋道太郎君 厚生大臣のお話をお聞きしまして、非常に御努力頂いておるといふことは承知いたしましたのでありますが、併しながら国民健康保険自体が元來社会保障制度の一端として考へられておるのであります。従つて国土その他に對する災害補償が現在全額国庫負担になつておるといふ建前等から考へ、且つ又現在の社会国家におきまして社会保障制度が先ず以て取上げられたければならぬ。個人に對する国家の責任であるというふうに考へます。ならば、私はやはり給付費につきましてもむしろ少くとも半額程度はこれに国家において負担すべきものと考えられらるべきであります。且つ又町村民のこれらに對する負担を軽減するときに、徒らに町村だけにこれらの財政負担を負わせるというところは非常に現在の町村財政の実態を私は軽視するものでなからうかと思ひます。従つて、この点は大臣から更に二割程度でなく、更にそういう線に副うて十分今後とも御努力願いたいと存するのであります。が、なお最も痛となつております結核施設について国家の施設關係について承わりたいと思ひます。

○國務大臣(黒川武雄君) 実は結核対策といたしましては二十六年度の初め厚生省の予算といたしまして相当の額を要求したのでございまして、たとえ国民健康保険の給付費を国庫負担としなくとも、結核に對する対策が十分でありまして、殆んど病人の大部分を占めておりますところの結核患者に對する医療費の給付等によりまして国民健康保険も潤ふことが出来る、こういう考へで進んで参つたのであります。これも力及ばず僅かに三十億程度の増加になつた次第でございまして、御承知の通り結核に對する十分の医療給付をいたしましたならば、それが従つて国民健康保険に潤ふことが出来る、こういう考へで進んで参つたやうな次第でございまして、幾分は……三十億増によりまして医療費についての国庫負担を、四分の一の国庫負担をいたすというやうなことになるので、そのほかは十分国民健康保険にも潤ひ得ると私は信じております。

○高橋道太郎君 厚生大臣から結核に對する施設についての予算の実体をお聞きしたのであります。いよいよ結核は結核で国とも称せられるのであります。これは我が国といつたしましては国を挙げてこれが撲滅に當るべきであり、且つ又これの患者の実態から見ますれば、これは全く国において或いは社会においてこれの全額負担をなしまして、そうしてこれらの施設に對して十分なる対策を講ずべきであると考へます。従つて私は今回国民健康保険が税という形に創設されると同時に、国におきましても十分これに對應するやうな結核に對しましては、全額国庫負担並びに健康保険につきましては、少くとも半額程度の国庫負担の線に沿うやうに、なお一層の御努力を頂くことを要望いたしまして私の質問を終りたいと思ひます。

○吉川栄次郎君 私政府委員から御説明があつたときに欠席いたしましたので、まだ十分に提案の理由は承つておりませんが、政府は目的税

として、地方税の中にそういう税目を設けて、それに関するところのこうした法律規定を置くというのをやらせる。この提案の趣旨は、従来の健康保険料というものが非常に納付成績が悪いから、これを租税形において徴収しようというところが主目的であるのか、或いは又、我々は国民健康保険というものが、医療制度に関するところの社会保障制度的な意味において、これを非常に伺いたいと思つておるのではありませんか、そういう趣旨は酌んでおらんのかどうかということについて御答弁を願いたいと思つておるのです。といつてどういふことを特に御質問申上げる理由というものは、今申しましたように、我々は医療制度というものが結局一昨年来、イギリスの労働党内閣が実行しておりますところの医療制度、国民はすべて病氣になつても、医者に金を払ふ必要もなければ、又薬局に金を払ふ必要もない、眼鏡や利息のようなもので皆国費を以て与えられて、病氣になつたときの費用の蓄えというものを特に置く必要はない。全く心配はないという非常な画期的な善政が、一昨年の七月五日から行われておるといふことは、厚生大臣もよく御承知のことだらうと思ひます。かくのごとき医療の完全なる国営制度、医療は無料であるという制度は労働党内閣はこれを実行したのでありますけれども、その案は、保守党内閣のチャールズ内閣のときに立案せられたところを、ただ日がたつて労働党が実行したというに過ぎないのであります。当然私は、この医療の問題というものは、資本主義的な自由主義の下においては、非常な弊害の多いもの

であつて、どうしてもこれは社会化されて行かなければならぬものであるといふことを、我々社会党の者は平素から主張しておるのであります。といつて、今直ちにイギリスの労働党内閣が実行しておるような完全なる医療の国営というものが行われたいといふれば、それに対するところの一つの有力な階梯として、現在日本で行われておる国民健康保険の制度というものが、できるだけ普遍化して行かなければならぬ。そういう見地から、こういう地方税に対する改正案を政府がお出しになるということについては、我々はこれが一つのソーシャル・セキユリテイ、社会保障制度が多少とも拡充されるという観点において賛意を表したいと思つておるのであります。昨年政府が地方税制度の改正について、このやはり国民健康保険を地方税としての目的税として法律の中に規定するといふ案が初め発表されて、途中でそれが雲隠れしてしまつて、どこかに行つてしまつたのであります。その時の政府の御説明では専ら先に申しましたように、各市町村等において、国民健康保険の保険料が入つて来ないから、これを税金として取上げてもらいたいといふ徴税目的のことが、眼目になつておつたと思つておられますが、我々はそんなことよりも、社会保障制度の拡充、そして医療国営に対する有力な一段階としての国民健康保険の徹底の普及ということに貢献するものとして、まあこういうことにも賛意を表したいと思つておるのであります。先ず政府のこの法案提出の動機というものが、どこにあるかということについて御答弁を願いたいと思ひます。

○國務大臣(黒川武雄君) 国民健康保険料を税として徴収するのは、社会保障の拡充のためであるという御質問でございまして、今英國にその例をお引きになつたけれども、日本におきましては、相互扶助の觀念がまだ國民至般に薄いのでございまして、若しもそれが完全にできなければこの税金によつて徴収するといふ必要もないのであります。また、(觀念が十分に)行き届いておりませんために税によつて徴収する、そして成るべく未納を少くいたしまして、現在の市町村における健康保険の運営を図つて行きたいという考え方から進んでおるのであります。事務費の七割というものを全額国庫補助をいたしましたのも、やはり社会保障制度の拡充に対する一歩前進し得たものと信ずるものであります。

○小笠原二三男君 今の二人の委員のかたの質問、私たちが賛成なんでもありますが、提案の趣旨並びに先ほどの御説明にもある通り、市町村における保険料の徴収成績不振といふことからは、この税の問題を考えられたものではないかという感じを持つのであります。が、そうしますならば、根本として、問題として、こういう健康保険の制度そのものが、市町村の一つの規模として行つていふことについて、大臣は現在どういふふうにお考えになつておるか、先ずこの点をお伺いしたい。

○國務大臣(黒川武雄君) 市町村単位で行いますならば、いわゆる地方自治の確立促進のためには、そのほうが最も適當であらうと信じているためであります。

○小笠原二三男君 そういう場合には、先ほどもお話があつたような社会保障

保障制度審議会等の答申で見ても、単位は市町村となる場合にも條件がある。例えば医療給付の三割は国が見るというふうに、国と地方の自治団体とがお互いに助け合つて、初めてこの医療制度を拡充して行くというように答申が出ておるようですが、それは實際そうではなくして先ほどからいふ問題があるように、保険料の徴収成績が不振であり、そのことが市町村の一般財政を圧迫するといふことを強くこの提案趣旨の説明で岡野大臣が言つておるのですが、こういう点岡野大臣が言つた問題を考えて、ただ単に徴収の分だけをこれで行ふといふ、そして市町村単位でやるのが最もいいのだ。こういうことがどうも私には納得できないので、もう一度その点御説明を願いたいと思ひます。

○國務大臣(黒川武雄君) 先ほどから申されております通り、当然国としても事務費の全額負担を願ふばかりでなく、医療給付につきましても或る程度の負担をしてやるということについて努力しておつた次第であります。が、それが認められませんでしたために、今御質問のようなことになつてしまつておる。この健康保険を納めることによりまして國民の認識が相当に深まつて参つて、健康保険の運営上非常に有効であらうと信じております。

○小笠原二三男君 その認識が深まるか、或いは効果になるかはちよつとここでは付度できない問題だと思つておるが、少くとも健康保険関係の団体等から徴収不振のために税としてやつて欲しいという希望がある場合にも、それのみを以てして満足できないから医療給付の国の補助とか、或いは施設に

対して相当大幅な国の補助を希望してゐる。こういう点が一切顧みられないで、税として徴収するといふ部分だけを、この際押して厚生省として進めるという点は何と申しますか、先ほど吉川委員が言うように社会保障制度の推進のためというよりは、この財政確立のための、今々の問題として考えたんじやないかといふことを我々として想像する。そうしますと保険料のほうから出されておる資料ですと、昭和二十四年度の収納額が八・一%になつておる。今度の税で徴収収入見込額を見ますと、五十九億三千万円ですが、これは保険料の調定見込額から言いますと八・五%の徴収を見込んでおるわけですから、八・一%も二十四年度取れて、そして経路が安定したと言われる二十五、二十六年度において八・五%程度は、税として取れるのじやないか。而かも又現行法においても税同様の手続を以てその収納を図るということも許されておるときに、どうして片輪な、條件の伴ないこういう税といふものを主張せられるのか。もう一度お伺いしたい。

○國務大臣(黒川武雄君) 税によりまして、先ほど申し上げましたように相互扶助の觀念を強める。そうして国民健康保険の運営は安くなる、樂にするといふことでございしますが、それが従つて又社会保障制度への一歩前進であるといふことは考へておるような次第であります。

○小笠原二三男君 税で取るといふ形式をとれば、社会保障制度への前進だといふことはどうも私聞きたれない。少くとも社会保障制度審議会の答申なり、地方関係団体の希望なりというも

○小笠原二三男君 市町村の任意であ
ろりと、強制されるものであろうと、
税とするという建前自体を私は問題に

るわけですが、私もこれを概観いたしました、大体この予算を従来の当初予算だけで見ましても、最近の

あつたのですが、その赤字というものは、どういふふうにして補填せらるるか、その対策をお聞きしたい。又国としてですね、先ほど大臣がおつしやいましたように、何とかしてやりたいという希望が熾烈であつたとするならば、政府予算等に、それらがどう現われておるか示して頂きたい。それでなにと今後又赤字になる部分は税そのもので補填して行くのだという問題が起つて来るのじやないかという危惧を持つのでどこで赤字を補償してやるのか、その対策についてお伺いしたいです。

○政府委員(安田巖君) 赤字について申上げましたのは、大体二十五年年度の当初予算を見まして、それと、それから現在まで二十五年年度において支出されましたところの医療費の私というものを比べて見ると、大体一割程度の赤字が出る、こういう推定でございます。併しこれは実は現在の保険料というものが千差万別でございまして、低いのは一世帯当り四、五百円のところから高いのは五人家族で四千円くらいのところまであります。そういうところに非常にばらばらでございしますが、平均いたしましたという、一世帯当りが一千五百円くらい、我々が計算いたしましたと千五百円では、今の国民保険の受診率で、今の単価で、医療単価で行きますと、どうしても無理が出て来るので、これをどうしても円滑にやつて行こうとするならば、一世帯当り二千円くらいはどうしても要るのじやないかと思つております。従つて今後の対策といたしましては、保険料というものを今少しく上げて行くということが

一つの対策の要点だと思つておりま
す。もう一つは、これは同時に議会の
ほうで御審議になつておりますところ
の国民健康保険法の改正法案のうち
に出ていることとございすけれども、
医者に、保険者つまり市町村が医療費
を支払いますが、その支払う内容を審
査する機関が今までは法律ではつきり
きまつていない。これをはつきり法律
できめまして権威を持たせまして、医
者に払う診療報酬というものの適正で
あるということをもう少し強化して行
きたい。それによりまして支出をすつ
と押えて行く、同時に又、こちらの保
険税によりまして保険料の徴収を確保
して行きたい。この二つから赤字を克
服して行きたい。それからもう一つ
は、個々の市町村にたりますと、
いろいろ実情が違つておるのでありま
すが、細かいことを申上げて恐縮であ
りますが、細かいことを申上げて恐縮であ
りますが、同じような條件の村
で、財政力だとか、或いは受診率と
か、そういうものが同じような條件
の村でありまして、甲の村は非常に
うまく行つてゐる、乙はうまく行つてな
いという事実がある。これは市町村民
の健康保険に対する理解と申しま
すか、協力を申しますか、それから理事
者の熱意又そこに医療機関がどうい
う形であるかということも非常に関係が
ございす。いろいろ、そういう人々
組んだ実情がありますけれども、そ
ういつた問題につきましては、どうし
ても個別的に指導して行きまして、例
えば医療機関がないところには直営診
療所を設けるとか、或いは又、非常に
そこにあるところの開業医が協力
しないために高くなつておるとい
うのでありますならば、その面を押えて

行くとかいふふうな個別的な指導とい
うことも、私は国民健康保険の健全な
運営には非常に大切なことじやない
かというように、今後やつて行きた
いと思つております。

○小笠原二三男君 今の御説明の結
論では、指導の手は加えるが、始末は地
方の市町村団体で始末するのだとい
う結果に聞えるのですが、この際大臣に
お伺いしますが、少くとも社会保険制
度を推進するために、こういう税徴
収ということが効果のあることも考
えたい。ということであるならば、その赤字
の補填なり、或いは将来の発展のた
めに社会保険制度審議会の答申なり地
方の要望なりによつて、国が大幅な医
療給付なり、施設に対する助成をする
必要が絶対あるのじやないか、それな
くして税として取られる側から言え
ば、税を出す半面、権利があることを
考へるわけですか。そうすると全国的に
です、或る一定水準の医療施設のそ
の医療を受け、又給付そのものも遅滞
なくやるようにしてもらつてこそ、地
域の住民は税というものの負担に
るんだと思ふのです。この点につ
いて今後どういふ考えを以て厚生大臣と
しては善処せられるのか、この際お伺
いしたい。

○國務大臣(黒川武雄君) 社会保障制
度審議会側からの御告もございす
し、できるだけ御告の線に沿つて進
みたい。現在二十六年度の予算におき
ましてもその線に沿つて進んでおるこ
とは御承知の通りであります。今お話
の通りできるだけこちらは国民健康
保険につきましても特に国庫の補助を
必要とするものであると信じておりま
す。先ほど来しげ／＼申上げました通
り、従来の努力に倍して努力したいと
思つております。

○小笠原二三男君 先ほど来申
上げておりました通り、より以上に努力
いたしまして給付の国庫補助に努力し
たい、こう考へております。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○國務大臣(黒川武雄君) 先ほど来申
上げておりました通り、より以上に努力
いたしまして給付の国庫補助に努力し
たい、こう考へております。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○國務大臣(黒川武雄君) 先ほど来申
上げておりました通り、より以上に努力
いたしまして給付の国庫補助に努力し
たい、こう考へております。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○國務大臣(黒川武雄君) 先ほど来申
上げておりました通り、より以上に努力
いたしまして給付の国庫補助に努力し
たい、こう考へております。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○國務大臣(黒川武雄君) 先ほど来申
上げておりました通り、より以上に努力
いたしまして給付の国庫補助に努力し
たい、こう考へております。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○國務大臣(黒川武雄君) 先ほど来申
上げておりました通り、より以上に努力
いたしまして給付の国庫補助に努力し
たい、こう考へております。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○國務大臣(黒川武雄君) 先ほど来申
上げておりました通り、より以上に努力
いたしまして給付の国庫補助に努力し
たい、こう考へております。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○國務大臣(黒川武雄君) 先ほど来申
上げておりました通り、より以上に努力
いたしまして給付の国庫補助に努力し
たい、こう考へております。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○國務大臣(黒川武雄君) 先ほど来申
上げておりました通り、より以上に努力
いたしまして給付の国庫補助に努力し
たい、こう考へております。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○國務大臣(黒川武雄君) 先ほど来申
上げておりました通り、より以上に努力
いたしまして給付の国庫補助に努力し
たい、こう考へております。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

○國務大臣(黒川武雄君) 先ほど来申
上げておりました通り、より以上に努力
いたしまして給付の国庫補助に努力し
たい、こう考へております。

○小笠原二三男君 今申し上げておるの
は、事務費的な補助も二十六年度載つ
ております九億九千一百万円ですか、
これらのことを申上げておるのではな
くて、本質的に国が地方に対してこの
制度推進のために助成する具体的な構
想をお伺いしたいわけなんです。二十
六年度においてはできなかったのじや
ないか、大臣としてはどうなさるおつも
りであるか、それをお伺いしたいと思
ふのです。

よりましては、その状況が市町村民の税額をそのまま使いましめて、それを以て資力割を見たというように形において運用しておつたところもあるわけでありまして、そこではいろいろ検討いたしました結果、成るべく所得を基礎にして考へて参りますことが能力に應じて負担するということになるのではなからうかというふうに考へたわけでありまして、併しながら現在の所得の状況というものが必ずしも所得税の場合におきましては、的確に把握されておるわけではございませんので、これを補う意味において資産というものをそこに加えたほうがよからうではないかというふうなことから、五割を所得割にしまして一割程度をそこに資産として固定資産税額というものを採用するということにいたしましたわけでありまして、資産の状況といふと、何も固定資産に限るべきものではないかも知れませんが、むしろ資産の総額というふうなものも把握できればそれが好ましいのでありますけれども、そういったことが容易にできなかつたので、かたがた所得一本立てで行きますところの不合理を補う意味において考へて参りますので、土地と家屋を重点に考へて参つたほうが、これを補う上においては適當ではなからうかというふうなことから、この程度に我々は算定をいたしたわけでありまして、

○委員長(岡本愛祐君) 出せませうか。○吉川末次郎君 この前のとき何かそんなものを出したな。○政府委員(安田巖君) 推計的なものでしたら……○小笠原三三男君 何か推計的なものならんて言つていますが、こういう重要な税を出そうとするときに、実態を示す資料がないんというふうなところ、何のために社会保障制度の推進だ、財政確立のためだなんて、こういうようなことをやるのか私わからないう。是非出してもらいたい。而ももう一つ二十四年度で八・五%徴収できてる、二十六年で八・五%徴収できてるものとして、五十九億三千万円というのを見込んでおる、その五十九億三千万円を以て操作でき得るという材料を出して頂きたい。○政府委員(安田巖君) 過去の実績に基きまして推計いたしました数字を出しておりますが、なお将来の問題でございますが、実は先ほどから申し上げておりますが、国民健康保険が一つ一つの市町村がやつておることで、なか／＼的確な数字が集つて来るのは暇がかかり、又その数字の内容にいろいろと首をかしげなければならぬものも出てくるので、非常な困難を突はいたしております。なお又二十六年度になりますと、結局今年度の医療費がどれだけかかるかというところが、これが純然たる推計になつて来るわけなんです。その医療費が幾らかかるかという推計に對しまして、大体このくらいのものを取つて、その徴収率がこのくらいならどうなるだろうという数字を申上げておるわけでありまして、その点推計的な数字が多

過ぎて恐縮でありますけれども、仕事の性質上多少そういった傾向があらますことをお許しを願ひたいと思ひます。○小笠原三三男君 その点一応了解しておきます。それで奥野さんに伺ひたいのですが……○委員長(岡本愛祐君) 今の資料を出して頂きたい、成るべく早く。○政府委員(安田巖君) はい。○小笠原三三男君 私非常に不満な点があるわけなんです。それは資力割を所得割と資産割にして、まあ資産割十程度、固定資産税そのものから、もう引張り出すように見たということなんです。それが、そうすると所得者は非常に困る部分があるんじゃないか。その勤労所得者は非常に困る部分があるんじゃないかと思ふのです。というのは、この七百三億の二のうちの六項ですが、先ほど奥野さんのおつしやつたようになかなか面倒なときには、そういう課税総所得金額に按分して算定することが著しく困難であると認めた場合においては、市町村民税の所得割額に按分して算定することができるとあるわけなんです。ところがこの市町村民税の所得割額の基礎はやはり勤労所得者以外の一般の所得者は税務署の推定でまあ決定された所得額なんなんです。で片方の源泉徴収のほうは一〇%の所得を超過して……税負担一般のものはその間いろいろな操作があつて所得額が決定されて所得税が課せられる。そういう或る程度、これは意地悪い話ですが、一方のほうはさばよんだといふが、不確定なものについて課税されたものを基礎にした……それらを一律一体に市町村民税という

ものに切換えて、それに按分するといふことでは、この源泉徴収される所得者のほうがやはりこの負担においても嚴重な、嚴格な負担をするというのであつて、一般の所得者とは相當な差違ひのじやないか、こういう点どうして、まあどうにかして調整する方法がないものかということをお伺ひしたい。○政府委員(奥野誠亮君) 所得税の課税標準であります所得につきまして、事業者と僱給生活者の間に不均衡があるのではないかと問題が、常に起されておる問題であります。必ずしもその点から我々が資力割につきまして一〇%の資産割を加えるというわけではございませぬけれども、所得税の課税標準であります所得を、そのまゝに取入れるよりはそこに所得のほうに若干の不均衡を是正する気持も兼ねかねまして、一〇%程度に資産割というものを加味することにしたわけでありまして、この点は健康保険組合におきまして保険料が単に給付の額の一定割合を徴収しておりますのは若干趣きを異にいたしましたわけでありまして、国民健康保険の課税の内容をきめます際に政府部内におきましていろいろ意見がありまして、百分の五十全部を按分したほうがよろしくはないかという意見もあつたわけでありまして、併しながら我々はむしろここに資産の状況を加味したほうがよろしいという考へ方から、かような規定のいたした方をいたしましたわけでありまして、給付の問題につきましても勤労控除をいたしました、受けました収入金額から一割五分のものが控除されていくわけでありまして、事業者等におきま

しては、御承知のように、総収入金額から必要な経費を控除いたしました所得を算定するわけでありまして、その際に事業者等につきましては、所得というものが割合に甘く算定されておつて僱給生活者等につきましては非常にきつぐ算定されておるという意見はしばしば起る問題であります。この問題は専ら所得税の課税所得につきまして勤労控除を一割五分にとどめておくことは低いんじゃないかというふうな問題に歸着するわけでありまして、この問題に考へるわけでありまして、国民健康保険税におきまして所得を標準にいたしました、或る程度のものを按分すると思へます場合は、どういたしましてこれよりほかによる途がないわけでありまして、そこでこれに見合ひながらなお且つそれを補正する意味合等も兼ねまして資産割を一割程度加味するということにいたしましたわけでありまして、

○委員長(岡本愛祐君) 厚生省の政府委員に御質問ございせんか。それでは、じや成るべく資料を早く、明日中ぐらいにお願ひします。それでは地方税法の一部を改正する法律案の逐條審議を続行いたします。七百十一條。○堀末治君 ちよつと今出ましたが健康保険の第七百三條の二ですが、この言葉が少しわからないのですけれども、これを説明して頂けませんか。○委員長(岡本愛祐君) どの点ですか。○堀末治君 第三項ですね。実はお尋ね申上げた二項の中で「療養の給付に要する費用の総額の見込額の百分の七十に相当する額とする。」と、こうある

のですね。そうすると、これの徴収をする市町村が、見込額の百分の七十に相当する額を取っている、こういうものなんですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 百分の七十にいたしております関係は、療養給付費の全額を国民健康保険税で賄いますよりは、現実には給付を受けます人たちにも一部の負担金を負担してもらうほうがよろしいのではないかと考えて、方の下に、療養給付費の七割程度は税金で賄う、そのほかの部分は現実に給付を受けます人たちに、その都度一部負担金として負担してもらう、かように考えております。

○堀家治君　そういう意味ですか、これはそういう意味にとれるのかなあ。
○委員長(岡本愛祐君)　三項も説明して下さい。

○委員長(岡本愛祐君) 三項も説明して下さい。

○政府委員(農野誠亮君) 総額は二項で療養給付費の見込額の百分の七十に相当する額ということにいたしておるわけでありますけれども、この総額を個々の納税義務者に割振つて参ります際には、その総額のうちの四割を所得割総額で、一割を資産割総額、三割五分を被保険者均等割総額又一割五分を世帯別平等割総額で分けて行きたいというふうに考えておりますので、総額のうちの、総額のうちには所得割総額と資産割総額と被保険者均等割総額と世帯別平等割総額とが含まれているのだという意味で、三項の規定を設けているわけであります。

○堀末治君　そこでお尋ねしますが、所得割総額というのは、その市町村の所得割の総額を指すわけですね。

○政府委員（奥野誠亮君）　個々の納税

○政府委員(奥野誠亮君) 個々の納税

義務者の国民健康保険税額をきめます。際には、所得割額と資産割額と、被保険者均等割額と世帯別平等割額の四者の合計額できめるわけであります。それで個々の納税義務者の所得割額の総額が、ここに書いてありますところの所得割の総額ということになるわけでありす。その総額は又国民健康保険税の課税総額の四割に当つてゐるのだということになつて参るわけでありす。

○堀末治君　世帯別平等割総額というのはこれですか。総額はどうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 世帯別平等割総額は、世帯ごとに一定の金額を持つてもらふわけなんですけれども、その世帯別に一定の金額を持つてもらいます。金額を総額設計いたしましたものが、世帯別平等割総額というふうになつてゐるわけでありまして、それが又標準課税総額の二割五分になるようにきめて行くということになるわけであります。

○堀末治君　世帯別……、そうすると問題は、同じ頭にかけて行くという基礎はそういうふうに計算するわけですか。そうすると……。

○政府委員(奥野亮藏君) 先ほど小笠原さんからもそれに関連して御質問があつたわけですけれども、世帯内に何人被保険者がございまして、同じ額を負担してもらふというふうに考えておるわけであります、その均等割の額を一定に与えまして、世帯ごとに一定の金額を持つてもらふのと、被保険者の人数ごとに、その人の資力の如何を問わず、一定の金額を持つてもらふのと、この二つに分けて考えておるわ

けでございます。で世帯内に何人被保険者がございまして、一定の金額を持つてもらおうと考えておりますもの、それが世帯別平等割額であります。それを各納税義務者のものを總計いたしましたものが世帯別平等割総額であります。その中から又結果的に標準課税総額の二割五分になつて、いふようにきめられて行こうと考えているわけでありまして、

○吉川東次郎君　そうすると只今堀さんがお尋ねになつた七百三條のこの第二項ですね、奥野委員の御説明で、大体この條文の意味はよくわかつておるのですが、これで結局療養の給付に要する費用總額の三割はその都度患者即ち被保険者が払うわけですね。それで、よく健康保険の医療給付額が、どれくらいであるかということをよく知らないのですが、一般の医師会が通例

規定している診療料及び薬価、手術料等の、大体健康保険は何割くらいに当たっているのかな。半額くらいですか。まあ各府県によつて規定が違ふでしようが、大体のところですか。

○政府委員（奥野誠秀君） 健康保険の単価を基礎にして大体きめているのじやないだらうかというふうに考えております。多少お話のように事情が違っているのですけれども、全国的の平均

の医療費の負担をその都度しなくちゃならないことになるんだが、そのための負担の度合ですれ、そういうことがまた一つの問題だと思うのですが、それではあとどれだけいいで、三割という額がどれだけくらいに当るかという……貨幣価値……。

○政府委員(奥野誠亮君) 療養給付費の何割を税で取りますと、一部負担金は三割でよろしいじやないかというふうにも考えられるわけなのでございませうけれども、一面に施設費も必要でありますし、又事務費の不足額等もござりますので、大体五割近いものが一部負担金として徴収されるのではなからうかというふうな考え方を持つておるわけであります。もとよりその団体の

受診率の如何とか或いは経費の状況如何等によりまして、この点はかなり違つて来るだらうと思つております。併し大体五割近いものが一部負担金として、徴収されなければならないのでは

なかろうかというふうに、このお仕事を携わつてゐる人たちからは聞いてゐるわけであります。それが又現在俾給料を徴収し、又一部負担金を徴収しておりますところの状況、現状でもあります。

るということが言えると思います。

○吉川末次郎君　現在でもやはりその都度五割くらいを取つてゐるようですか。

○政府委員（奥野誠亮君）　大抵まあお

話のような一部負担金を徴収しております。

○吉川末次郎君　その割合はどうなんですか。

○政府委員（奥野誠亮君）　五割程度です。

徴収しております。

○吉川末次郎君　それで医師会の医療

費規程と、国民健康保険の療養給付額プラスあなたのおつしやる設備費とを加えたものとの割合ですな、それはけつきりわかりませんか。併し非常に安いのじやないかと思うのだが、医師会への規程に比べると、どうですか。例えば僕の子供が……、自分の家のことを言つちやおかしいが、埼玉県の蔵の町立のやはり国民健康保険の医者に、学

校の助手である傍らアルバイトに出たのだが、往診に行くと五十円くれるののだそうだな、ところが普通の医者が往診料五十円と言つたらこんなに安いのが往診料五十円と言つたらこんなに安いのは今ありませんね、まあ百円以上というりそになりますね。だからどういうような割合になつておりますかということなんだが、これはまあ重要なことだと思ふのだが、一応伺いますか……。

○政府委員(奥野誠亮君) どうう非常に関係は余り専門家じやございませんで、そうむずかしいことはちよつと……。資料の十のところに現在の受診率や、一件当りの点数を記録いたし

ておるわけであります。ですから恐らくこの件数を御覧になれば大体見当がお付きになるのだらうと思うのでありますけれども……。

○吉川来次郎君　これですか。

○政府委員(奥野誠亮君)　それで御覽願いたいと思います。

○小笠原二三男君　奥野さんにお伺いしたいのですが、この地方税に関する参考計数資料の四、二十六年度収入見

込額というのですが、保険者一人当り平均単価は幾らになりますか。それで……。

○政府委員（奥野誠亮君） 現在保険料の額が見積り一人当り千五百円から二

千円くらい徴収しているのが例でございす。そこでこのような形において健康保険税をきめて行くというこに参ります。ただ受診率が向上したて参ります。おのずから療養の給付費というものが殖えて参りますので、若干殖える団体も出て来るということも予想されるわけでございます。併し一面事務費の国庫補助が二十五年までは七割であつたのでございすが、今年度から、二十六年からは全額に増額されるようなこともございすので、大体大同小異ではなからうかいふに予想いたしております。

○小笠原三三男君 では簡単に伺います、さつきも厚生大臣等に伺つたが、今度赤字になるというようなことはあり得ないわけですね。赤字の部分はもう税をかけて行くというそれだけでいいわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在開店休業の団体もあるようでございすが、問題はその住民がこの制度を育成して行く上について、どれだけの熱意を持つかということが一番の中心になるだろうと思ひます。で熱意がございませんければ幾ら税にいたしましても、やはり滞納が続出して参るだろうと思ひのであります。その際に保険料という形でよりも税という形において徴収するようになしたほうが、この種の事業の持ちますところの社会保障制度的な性格と言ひますか、そういう感覚というものがより一層強くなつて参りますので、或る程度協力が得られやすくなるのじやなからうか、かような考え方の下に赤字の団体というものが

非常に少なくなつて来るのじやないだらうか、むしろ解消されて来るのじやないだらうかというふうな考え方をしておるわけでありませう。

○小笠原三三男君 その点よくわかりました。がね、私のお伺ひしておるのは、受診率が多くなる、療養給付が従つて多くなる。如何ほど多くなるかと、それはまあ一部負担金は五〇%だから、あとの五〇%になる部分として税でこれを取つて行くという、限界なしにまあ取つて行つて、その限りにおいては赤字というものは出ない、そういうふうな考えていいの、どうですか。

それでもう一つは、大体こういう制度において全国的に一人当りの平均額はこれ以上超えてはならんというような、全体の税操作の關係から何らかの結論があつたら伺つて置きたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 七百三條の二の第二項に書いておりますように、当該年度の初日における療養の給付に要する費用の総額の見込額の百分の七十に相当する額を以て課税総額と定め行くというのを標準にいたしておるわけでありませう。併しながらお話をありましたように、受診率が非常に殖えて参つて来た結果、療養給付の総額が更に増額になつて来る。そういうしなればならないという問題が起きて参るわけでありませう。併しながらいろいろな状況から考えまして、国民健康保険税を増徴することは困難であるというふうな事態があるだろうと思ひます。現に保険料の形において徴収されております際においても同じような問題があるわけでございます。

ういう際にはしばしば店を閉めてしまふところもあるわけでありませうけれども、半面一般会計から相当額を繰入れまして、その繰入金で以て漸く経営を繋いでやつておるといふふうな状態のところもあるわけでありませう。それは一般会計から繰入れた財源というものは何によつておるかといひますと、やはり市町村の場合には市町村民税でありますとか固定資産税でありますとかいうふうなものになつておるといふふうなことになるわけだと思ひます。

なお又一人当たり幾らを超えてはならないのかというふうな問題がございすが、これは飽くまでも課税総額の標準をきめておるだけのことでございます。この總額は制限はございせん。百分の七十が百分の八十をとりましても違法ではございせん。併しながら余り多くの額を国民健康保険税として徴収して参りますと、何ら受診しない人たちにつきましても相当多額のこの種の目的税を負担してもらわなければならぬことになるわけでございます。必ずしも協力の態勢を確保して行くことができないのではなからうかということも予想されたので、そういう場合にはその面の見地から余り多額のものを税として徴収して行くことができない。自然何らかの形においてその間の財政の繋ぎをして行かなければならぬという問題は生じて来るだろうと思つております。

○小笠原三三男君 岡野大臣に率直に伺ひたいのですが、一般の地方財政に絡む地方税の問題でも、岡野大臣はいろいろ御苦勞なさつておるような実情にあるわけですが、厚生省のほうか

らこれは入つて来た一つの新税の主張であるようにも考えられるわけですが、今奥野さんがお話になつたような困難な事態になりますような場合、やはり国が相当のことを考えない限りは、その当該市町村団体の一般財政といふものを圧迫するといふことは、大臣が提案趣旨の説明でも言われた通りこれは変らないのじやないかと、将来もやはりそういう点が起つて来るのじやないかと考えるのですが、厚生大臣は国の助成といふことを今後において十分考へて社会保障制度審議会の答申というものを、或いは地方の要望を尊重して真の社会保障制度の確立のためにやりたい。その一環なのだということを主張しておるわけですが、今後大臣においてはどういふふうにしてこの制度を確立するがために御努力頂けるか、この際その抱負をお伺ひしたい。

○國務大臣(岡野清豪君) これは厚生大臣のおつしやつたことは我々も全面的に賛成して居るのですが、私としては地方税法を昨年実は通して頂きまして、そしてその地方税法は、今まあそう言つちや甚だ失礼ですけれども、過渡期でございまして、十分なる成果を挙げていると思ひます。それから又本当に国家的にやらなければならぬといふことは、私の私見をいたしましては、やはり地方にそう持たして置くべきものではないという感じを持つております。ただ問題といたしましては、まだ地方公共団体というもののありかたがすつかりきりませんものですか、それで私自身としましては、税法の根本的方法をどう持つて行くかといふことに対して甚だ疑問を持つて居るわけでありませう。私自身が

若し率直に申し上げますならば国家的に、どうしても国民平等にいろ／＼な幸福、福祉をせひやらして行かなければならぬというようなことは、これはやはり国家が相当力を込めてやるべきものではないか。地方自治団体はいろ／＼山村もありましようし、非常な大都市もありませう。財政の情勢も違つておりますから、その住民に対する普通のありかたのサービス行政に対する税制を確立しなければならぬ。こういうふうな私は考えを持つております。でございませうから私の只今の感じを申し上げます。先ず行政調査委員会の報告によつて地方自治団体のしつかりしたありかたを先ずきめてしまつて、それからその次に今度はサービス行政としてどの程度まで地方が負担して行くか、それから又国家的にぜひ八千万の国民がこうなつて行かなければならぬというようなことで、国家的要請があるというものについては、これは国家的の負担を以てやるべきものだ、こういうふうには私に考えております。

○小笠原三三男君 それでは端的に伺ひますが、この法律が実施される際には、市町村の一般財政に重大な圧力を加えておつたところは解消できるということをお考えになつておられますか。

○國務大臣(岡野清豪君) 一応今までは厚生省なんかの話を聞きますといふと、国民健康保険という制度が非常にいい制度である。又地方公共団体がそれを採用しておるところがある。然るにもかかわらず赤字になつて、未だ保険料が徴収できないというようなことでうまく行つていないが、先ずこれを

一つ法制上認めてやつて、そうして赤字にならないように、徴収がよくできるように講じて見たい。併しまあ一応私は過渡的にやつて、実施して見た上で、それから収支は考えなければならんと、私は率直にそう考えております。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに……

○堀末治君 私もこの点についてお尋ねしたいと思つておつたのですが、幸い小笠原君から全部質問して大臣の御答弁がありました。大臣の説明要旨によりますという、この国民健康保険は新税ではあります。従来の保険料に代えて創設されるものであります。故に、住民の負担としては何ら増減するものではないのであります。こゝはつきりおつしやつておるのです。そうすると今のあなたの御答弁からいいますと、どうもこゝをばつきり言うだけの確信がないように聞えるのですがね。

○国務大臣(岡野清義君) 一応その確信を以てやりましたけれども、この前税法の改正のときのように、あのときは非常に確信を以て地方財政は確立すると思つてお通し願つただけけれども、その後半年ほど経ちますが、端的に、うまく行きませんが、どうも世の中のこととは思う通りに参りませんから、提案理由をいたしましてはそうしなければお通しが願えないことは……私はそう思つております。ですからそう申上げました。併しながらやつて見た上であらうな情勢が新らしく出て来ると思つて、出て来れば先ほど申上げましたように、国家的にどうしても国民のためにやらなければならんと、国家の要請であると思つて

は、私は余り地方に負担をかけずに国家的に考えなければならぬ事態が来るのではないかと、こう考えております。というように、極く正直なことを申上げます。

○堀末治君 今のあなたの御説明でよくわかるのですけれども、これはまあ趣旨は非常にいいことなんですね。併しどうも厚生省のほうから言われるので、というふうなあなたの言葉があまりです。又先ほど小笠原君から大分細目で保険局長から尋ねられたけれども、その数字、資料がないと、こういうことからいって、どうも自治庁のほうとしても、この税を創設するということに對して計数的の要するに調査その他を十分なさつておらないような私ちよつと感じを受けるのですが、それだけに持つて行つて、この中には全額一万五千円を超えることができないとはつまり誤つてあるところが、何かこの税法の改正について向う様のほうと相談して、一万五千円と限定しなくともいいから、取るだけ取つたらいいじゃないかというところが、まあ明瞭ではありませんけれども、ちよつと私なんかの耳に響いて来る。それだけに税法に對してこの間からのお話を聞いておつても、私もいいことはいいと思ひますけれども、いかにいかに思ひます。そういう感じを非常に受ける。

別にあなただけの御答弁は頂かないで結構ですけれども、どうもそういう感じを受けるので、進んでどうもこれに賛成することはいささか躊躇するやうな感じを持つておりますので、そのことだけ申上げて置きます。

○吉川末次郎君 私よく知らないから間違つたことをお尋ねするかと思ひますが、間違つたらお許し願ひたいのですが、我々もつた資料ですね、国民健康保険税に関する参考資料、地方税参考資料といふものの第一表に、国民健康保険の普及状況といふものがありまして、その保険者は公営保険者と組合保険者、社団法人と三つに分けて分類してあります。ところが公営の計数をみますと、全国で四千五百七十一とあるわけですね、そうすると大体全国の市町村を一万とすると、約半数に近いものが公営の国民健康保険を経営している、こういうことになるわけだと思ふのですが、その公営といふのは、その市町村の居住民が全部国民健康保険に加入していることになるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 市町村に住所を持つております者は、原則として国民健康保険の被保険者になるわけでありまして、健康保険組合の被保険者でありましたり、或いは船員保険の被保険者でありましたりいたします場合には、これは国民健康保険の被保険者になることはできません。そういう点を国民健康保険法の中に明確に規定いたしておるわけでありまして、○吉川末次郎君 だからそれを除外した住民は全部なるわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話の通りであります。

○高橋達太郎君 先ほど奥野政府委員から率直なるお話があつたのですが、先ほど厚生大臣にも申上げましたので、現在健康保険が要するにうまく行つておるといふやうなところの実態を見ますと、それはおおむね組合病院を持つておるか、或いは保健所を持つておるといふやうな工合で、自分のそ

ういう施設を持つておるところの町村はうまく行つておるのですが、ところが施設を持たない、いわゆる町医者に或いは村医にだけ頼つておるといふやうな町なり村は、非常に滞納者が多くうまく行つていないといふのが実状であり、且つ又これは一つの例でありまして、例えば宮城県の横山村といふところは日本でも有数の結核患者の多い村でありまして、こういう村はそれ自体非常に長期に亘る患者が多いために、健康保険組合自体が破局に瀕しておるといふやうな実態にあるのであります。問題はいわゆる滞納者が多いから、その滞納者をどういふ法律の規定だけでその滞納者が片付くならば、或いは町民なり村民なりがこの組合自体に對する熱意があればこの問題は解する、こゝろは簡単な問題ではなくて、言い換へるならばその滞納自体が、即ち今の横山村の例を以て申しますれば、いわゆる病気に罹る者はしよつちやう病氣である。税金を負擔する者はどうも割合に健康で、従つて税金と申しますか、負担をする者と、それによつて恩恵をこうむる者とのずれがあり、且つ又この制度自体がそういうずれを協同確保の精神で本當に精神的で本當に精神的に評価して行く、或いは了解して行くといふところまで我が意思の、ソリダリテイの觀念がまだ未発達だといふ状態にあると思ひます。従つてそういうふうな発達のずれのあるときに、単に精神的に村民なり町の者のこの熱意だけによつてこの問題を解決する、或いはこれを税金の形において解決するといふことは、社会的なプロセスにおいて一つのずれが免れないと思ひます。従つてこれは厚生

大臣にも申上げたのですが、先ほど奥野政府委員もおつしやつた通り、これはもつと町村だけに委せず、国が即ち長期の肺結核その他については全額国庫の負担を設けるとか、或いは給付については少なくとも半額は国庫で見やる、とか、そういう制度と相待つて初めてこれを完成されるというものがこの制度を活かすゆゑんであります。これを税の形においてすべて解決される、こゝろは非常に誤りであるならば、それは非常に誤りでありまして、これはむしろ滞納といふことよりも、その滞納の奥に流れておるその町村、或いは町村民の実態に對して十分御考察願ひ、それらの実態を通じて一つ大臣から……先ほど大臣もおつしやつたように、これはもつと社会的な、国家全体の一つの制度の一環として考へて頂くことを閣議その他において強力に御主張願ひたいと存するものであります。

○国務大臣(岡野清義君) お説至極御尤もでありまして、私もそういう下心を持つております。將來考慮いたしたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) それでは進行いたします。七百十一條。○政府委員(奥野誠亮君) 七百十一條は、異議の申立は文書を以てしなければならぬ旨の規定であります。七百十六條、七百二十五條、七百二十八條も同様の趣旨の規定であります。七百四十條は、来年一月一日から附加価値税が実施になるわけでありまして、それまでに解散した法人についてはやはり事務整理の形において製造業を営んでおつたり、物品販売業を営んでおつたりする形があります場合に、これにも附加価値税を適用するか、或いは

従来通り事業税を適用するかという点とが多少問題になる点であります。それを十二月三十一日以前に解散した法人につきましては、将来に亘つて事業税を適用するようにして行きたい。言い換えれば附加価値税はその部分については適用しないようにしたい。というふうに考えますので、その旨の規定を二項に置いておるわけでありす。七百四十五條は……

○堀末治君 奥野君の発言中ですけれども、これは地方税の一部を改正する法律案ですが、一体今度の国民健康保険税が新設になるわけですから、この條文は本當を言えば全部ずつとやるのが本當じゃないわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 目的税につきましては、従来の水利地益税と共同施設税の二つの税目がありまして、それらに関する徴収方法等は一括して規定しておるわけでありす。その目的税の一つに国民健康保険税を追加しただけでございすので、この程度を規定を以て足りるわけでありす。

○委員長(岡本愛祐君) 目的税の一つが追加されたわけですから、目的税のところをいじつて行けばそれでいい。

○政府委員(奥野誠亮君) 七百四十五條の改正は、個人の行う事業に対する事業税につきましては、その徴収方法は従前通りにいたしておるわけでありすけれども、法人の行う事業に対する事業税につきましては、新たに申告納付の制度を採用しようと考えておりますので、その意味における修正をここに加えておるわけでありす。なお二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行います者にかかるとするところの課税標準額の分割につ

きましては、法人にあつてはいたしてはなかつたのでありますが、この際事業税に關しましては明文を置くことにいたしました。附加価値税について申し上げましたと全く同じ方針の下に二項に分割の標準を規定することにいたしましたわけでありす。七百四十七條の二は二種の事業を併せて行う場合に事業税の算定方法につきまして新たに規定を置くことにしたわけでありすけれども、例えば物品製造業とそれから水産業とを併せて行なつておりますような場合に、所得の計算をどうするかというふうな問題があるわけでありす。その際でありまして、これらの事業全部を通じて所得を計算したしましてから、更にそれらの事業の総売上金額にその総所得を按分して、或いは製造業の所得、或いは水産業の所得といたしまして、それらにそれらの税率を乗じて税額を算定したいというふうに考えておるわけでありす。七百五十一條は事業税の徴収の方法につきまして先ほど申し上げましたように、新たに一部は申告納付の制度を採用することにいたしましたわけでありす。七百五十一條の二は、事業税の徴収の手続でありす。徴収令書

を納期限前十日までに納税者に交付しなければならぬ。一般の原則の通りでありす。七百五十二條は個人の場合についてのみ規定に置き替へることによりたしておるわけでありす。七百五十二條の二は二以上の道府県において事業を行う個人の申告又は報告の義務を明文化することにしておるわけでありす。七百五十三條もやはり法人の徴収制度が変更されましたので、個人の事業税

だけにこの條文の内容を限定することに修正をいたしております。七百五十四條も同様でありす。なお異議の申立に關する修正規定を含んでおりす。

七百五十四條の二は法人の事業税の申告納付に關する規定でありすけれども、以下申告納付の方法は附加価値税と全く同様のものでありす。少しも變つておりませんので、御質問に應じて答へたはうがよろしいのではないかと思つております。七百五十四條の三が法人の事業税の修正申告納付、七百五十四條の四が法人の代表者等の自署及び押印の義務。七百五十四條の五が法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に關する罪、附加価値税と全く同様でありす。七百五十九條は異議の申立に關する修正、七百六十二條の二は申告納付の制度をとります関係上、附加価値税の場合と全く同様に更正及び決定の権限を道府県の知事に持たせることにいたしてあります。

七百六十三條は個人の事業税の延滞金の場合だけに限りまして、法人の部分につきましては七百六十三條の二以下に附加価値税の場合と全く同様の趣旨の規定を設けることにいたしてあります。七百六十三條の三は納期限後に納付する法人の事業税の延滞金、七百六十三條の四は法人の事業税の過少申告加算金及び不申告加算金、七百六十三條の五は法人の事業税の重加算金、七百六十三條の六は二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付、七百六十三條の七は、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う場合の申告納付に關する更正又は決定の規

定、七百六十三條の八は、事業税に係る地方財政委員会事務局の職員の質問検査権、七百六十三條の九は、職員が行う検査拒否等に關する罪に關する規定、いずれも附加価値税の場合と全く同じ内容の規定でありす。七百六十四條は申告納付の規定を設けた関係上、それらに係りますところの異議のあります際の救済の規定も加えなければならぬので、附加価値税の場合と同じような内容のもを更に附加して規定することにいたしたわけでありす。内容には變つた点はございません。七百六十七條は異議の申立に關する規定でありす。七百七十八條は……

○委員長(岡本愛祐君) ちよつとそこまで、以上御質問ございませんか。これはどういうわけでございますか。法人の事業税について申告納付の制度を採用しなかつたのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 申告納付の制度につきましては、やはりこれをよしとする意見とこれを不可とする意見と現在においてもなおあるわけでありす。従いまして事業税につきましても従来の課税制度を改めて、申告納付制度に切替へるかどうかということにつきましてはいろいろ検討いたしました結果、やはり一年限りのものだからとらないうようにしたい。附加価値税からそれを切替へるようにはいたしなうふうな考えであります。併しなからその後事業税が更に一年延長されることになりましたし、又法人の事業税につきましては分割な遅延の問題等もございまして、いづれ附加価値税になりまして申告納付の制度がとられるわけでありすから、法人の行う

事業に対する事業税についても試験的に、試験的と申しますと語弊がありますけれども、先ず申告納付の制度に切替へて行かして、漸次府県の吏員も慣れるように持つて行きたい、納税者も慣れるように持つて行きたいといふふうに考えたわけでありす。

○堀末治君 そうしますとこれがこの法律施行前に未納付になつておるやつは、やはり在来の通りでやつて行くわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りです。

○委員長(岡本愛祐君) では次に移ります。七百七十八條第二項から。

○政府委員(奥野誠亮君) これは二以上の道府県において行う業務に対する特別所得税の課税標準とすべき所得金額につきましても、道府県間に接分する問題がございまして、事業税や附加価値税の場合と同じように従業者の按分する旨の規定を置いたわけでありす。七百七十八條の二は、地方財政委員会の事務局の職員につきましても、分割納付の場合と異議の申立につきましても、地方財政委員会が権限を持つことにありますので、質問検査権を事業税や附加価値税の場合と同じように与えるようにいたしたい。こういう趣旨の改正であります。七百七十八條の三はそれらの検査拒否等に關する罪の規定であります。七百八十三條は、二以上の道府県において業務所又は事務所を設けて業務を行います者の規定を七百八十三條の二に新たに規定いたすことにいたしました関係上、この部分

を納税義務者の申告義務から除外することにしたわけでありす。この種の者につきましては道府県に跨るも

のでありますので、「地方財政委員会」規則で定める事項を関係道府県知事に申告し、又は報告しなければならない。規定を七百八十三條の二に設けておるわけであります。七百八十四條はこの條文の追加に伴ひまして字句の修正を行なつておるわけあります。七百八十五條は、異議の申立は文書を要する旨の規定であります。七百九十條、七百九十五條、七百九十八條はいずれも同様であります。附則の一項は、この法律の適用の時期を書いておるわけでありますけれども、原則として昭和二十七年年度分から適用するわけでありますけれども、併し市町村民税の法人割の部分、更に又法人の行う事業に対する事業税に關しますところの申告納付の制度につきましては、昭和二十六年一月一日の屬する事業年度分から適用することにしたと考へておるのであります。二項は、従前の地方税はやはり従前通りの例によつて行ふ旨の規定でありますし、三項は国税と地方税との間において徴収順位の改正がございましたので、その順位の改正規定を適用する時期を書いておるわけあります。○委員長(岡本愛祐君) 先ほど政府委員がこの改正規定は昭和二十七年年度から原則として適用するというのは、二十六年度の間違ひですね。

○政府委員(奥野誠亮君)　そうです。二十六年度です。それから四項は法人の事業税につきまして、新たに申告納付の制度を採用するわけでありますけれども、一月一日の属する事業年度分から適用する関係上、一月三十一日に事業年度が終つたりいたします場合には、事業年度終了後二月以内に申告納付しなければならぬというふうな本

文の規定によりますと、三月三十一日に申告納付しなければならぬいふものなつてしまふわけであります。そうものはすべて「昭和二十六年四月日から五月三十一日まで」と読み替旨の規定を置くことにいたしました。税法が通過していない間の措置をとることにいたしましたわけであります。五項は罰則の適用についてはなお従前の例によることにいたしております。六項は取引所税法の中で、「営業税に附加税」を「附加価値税（昭和二十一年一月一日ノ属スル事業年度ノ直前ノ事業年度以前ニ於テハ事業税）」に改めることにしておる規定であります。七項は行政代執行法の中に地方税を入れた、「国税に次ぐ順位又は」としておりますのを若干改めることにいたしておるわけであります。八項は自作農創設特別措置法の一部を改正しておるのものは地租や家屋税につきまして、自作農創設等のために譲渡命令を出した場合に、一旦売却されて、売却を受けた人間が使用をいたしておりますのも、土地台帳や家屋台帳の名義人は昔のままの所有者の名義になつておることが多いわけであります。そういったものと昔の名義人に固定資産税も課税されて行くことになりましたので、こういう場合には政令の定めるところによりまして、現実の所有者、言い換えれば使用者に固定資産税を負担させるようにいたしましたと考えておるわけなんでありましたが、その趣旨の規定で、今までは地租や家屋税ということを謳つておりますので、それらをこのように改めまして、今私が申上げましたような趣旨にいたしましたわけであります。

○堀東治君 この事業税の申告は、なか／＼地方税の關係で、今まで何といたしますか、地方庁は信頼しないのですか。要するに我々法人ですという、一番簡單なのは税務署から課けている法人税を認めてくれれば一番簡單なんだけれども、それをなか／＼信用しないで、全部又来て帳簿をはじくり出すのですよ。併しながら帳簿をそつくりはじくつて見た結果がどうかという、逆に悪い結果を生じているのがたくさんある。それでそれから今度附加価値だという、そつくりその申告する、何といひますか、基準が法律に載つていいますけれども、事業業税は私細かく載つておつたかどうかによつとわかりませんけれども、今度たつた一年のことだから結構ですけれども、それで罰則その他を全部附加価値と同じように附けられて、そして問題を起していると突に困るのですか、その辺どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 事業税は、御承知のように課税標準の算定につきましては、多くの部分を政令に譲つております。或るべくそれを繰込みたいという御意見も御尤もだと思つたのです。ただ従來の形をそのまま一年限りという考え方の下に踏襲して行くと規定いたしました関係上、御意見に副わないところが出て参つていると思ひます。併しこゝいう点につきましては、なお課税標準の算定等につきましては、府県の職員を一層指導しながら、御質問のように、無用な手数を納税義務者にかけることのないように努力して参りたいというふうに考えております。

び七百六十三條の九にあります罰則のところに、職員の質問に対して答弁をしない者はやはり一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処せられるということになり、七百七十八條の三においても同じようなことがあるのですが、これはやはり刑事訴訟法の百四十六條における黙秘権の關係と一体どういう關係になるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君)　すべて行政上の問題につきましては、只今お話になりますような刑事上の事件に関します場合は取扱方を異にいたしておりますので、いろいろ意見があるわけであります。併しながらその黙秘権の問題は、行政事件については適用がないものというふうな解釈の下にこの種の規

定を設けておるわけでございまして、納税義務は各人に課せられた公けの義務だと思ふのでありますが、その問題につきまして、所得がありましても、質問に対しても答えてくれませんと、

どうしてもそういうふうな課税の問題を運用して行くことができないわけがあります。刑事の問題でありましたら直ちに刑罰の問題になつて参るわけでもありますけれども、税額の問題でもありますれば、当然各人が履行しなければならぬ納税義務を、正しく履行してもらうための要件でございますので、

○高橋達太郎君　やはり一年以下の懲役というやうな体刑の、或る意味でその辺が刑事事件と非常に均衡がとれないことになつてゐるのですが、これはこの種の部分につきましては、刑事事件について認められてゐるやうな黙秘権は總当を欠くというふうな考え方の下に立法をされてゐるわけでありま

一般の例もこうなっているわけですね。

○政府委員(奥野誠亮君) 憲法上の問題も、刑事事件に関する規定に過ぎないというふうに解釈されておりますし、国税につきましても同じような規定を設けているわけであります。そのほかの行政事件につきましてもこの種の規定が若干設けられているのであります。

○高橋進太郎君 やつぱり質問に対する答弁をしないものというやうな、こゝういふ一種の默秘權と衝突というか、あれするやうな、やはりこゝういふ書き方になつてゐるのですか。

○政府委員(奥野誠高君) その通りであります。

○委員長(岡本愛祐君) それでは修正部分の説明を求めます。地方税法の一部を改正する法律案中修正。

○政府委員(奥野誠亮君) 第十一條の二は、同族会社につきましても納付又

は納入の義務を負せようとするわけでありますけれども、しばしば納税者がその財産を同族会社に切替えて、納税の義務を免れるというふうな事例も見受けられます。点から、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに税金を完納いたしません場合には、その者の持つておりますところの同族会社の株

式又は出資につきまして、当該同族会社に対しまして残余の金額の納付を求め、それを納めない場合にはこの同族会社に対しまして滞納処分もすることかできるというふうな規定を設けることにいたしました。ところであります。専ら徴収金の確保を図るうとしておるわけでありましても、現在見受けられますところの若干の事例に鑑みまし

て、同族会社に対しましてこの種の租税納付の保証的な義務を課することになり、同族会社は、第七項に書いてありますように、法人税法にいうておりますところの同族会社によつて行きたいというふうに考へてゐるわけであり、

第十一條の三は、納税者若しくは特別徴収義務者の親族その他納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人又は同族会社の納付又は納入の義務を規定してゐるのでありますけれども、相当納税義務者が持つておられますところの財産を同族会社の方に譲り渡してしまひましたり、或いは親族に譲り渡してしまひましたりいたしまして、滞納しておるために差押えを受けても、その際にはもはや自分の財産はないという形をとること、そこで見受けられるわけであり、そこでそのような財産につきましては、その財産の額を限度といたしまして滞納税金の支払を求めて行けるようにしたいという趣旨で十一條の三の規定を設けることにいたしましたわけであり、

○委員長(岡本健祐君)　そこまで。御質問ございませんか。それでは続行いたします。十六條。

○政府委員(奥野誠亮君)　十六條の中に一号を加えておられますのは、税金の繰上げ徴収という場合をいふ、挙げられているわけであり、その場合に納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定め、当該地方団体の区域内に住居、居所、事務所、事業所又は業務所を有しないようになり、した場合にもやはり繰上げ徴収できるようにい

たしませんと、その税金の徴収が困難になりますので、その種の事例をも追加することにしたのであります。十六條の二は、新たに徴収猶予に關しますところの規定を設けることにいたしましたわけであり、現在納期限までに税金を徴収いたしませんと直ちに滞納処分にかかつて行くわけであり、

そういたしますと差押え処分というかなり厳しい手段がとられることになり、納税義務者といふにしても甚だしい苦痛を味うことになるわけであり、そこで納税者に、そこに書いてありますような或いは震災、風水害等の災害を受けましたとか、或いは親族が疾病に罹りましたとかいふようないふ、事例の場合には、徴収猶予を申請することができ、その場合には「一年以内の期間を限りて徴収猶予をすること」ができる。というふうな制度をとること、たしてあるわけであり、なおこの場合には十六條の三と関連するわけであり、

「その徴収猶予をした金額が二万円をこえ、且つ、当該金額の徴収を確保するために必要があると認めるときは、その徴収猶予をする金額を限度として相当の担保を徴収すること」ができる。というようにいたしておるわけであり、そこで納税者の便宜の問題も考へ、併せて或る場合には地方団体の税を確保するという措置も併せて講じたいというふうな考へ方を持つてゐるわけであり、二項は、地方団体が地方税を課することができ、

課されることになり、納税者にとりましては納めるのに準備がござい、

「その徴収猶予をした金額が二万円をこえ、且つ、当該金額の徴収を確保するために必要があると認めるときは、その徴収猶予をする金額を限度として相当の担保を徴収すること」ができる。というようにいたしておるわけであり、

「その徴収猶予をした金額が二万円をこえ、且つ、当該金額の徴収を確保するために必要があると認めるときは、その徴収猶予をする金額を限度として相当の担保を徴収すること」ができる。というようにいたしておるわけであり、

でも、そういう条件を満たすようなことをいたしました場合には徴収猶予を取消して、一時に徴収したりすることができ、

「その徴収猶予をした金額が二万円をこえ、且つ、当該金額の徴収を確保するために必要があると認めるときは、その徴収猶予をする金額を限度として相当の担保を徴収すること」ができる。というようにいたしておるわけであり、

「その徴収猶予をした金額が二万円をこえ、且つ、当該金額の徴収を確保するために必要があると認めるときは、その徴収猶予をする金額を限度として相当の担保を徴収すること」ができる。というようにいたしておるわけであり、

方針をとらうと考へ、五項にその趣旨のことを謳つておるわけであり、

「その徴収猶予をした金額が二万円をこえ、且つ、当該金額の徴収を確保するために必要があると認めるときは、その徴収猶予をする金額を限度として相当の担保を徴収すること」ができる。というようにいたしておるわけであり、

「その徴収猶予をした金額が二万円をこえ、且つ、当該金額の徴収を確保するために必要があると認めるときは、その徴収猶予をする金額を限度として相当の担保を徴収すること」ができる。というようにいたしておるわけであり、

きまにて源泉課税の選択を認めます。組合に、その源泉選択いたしました課税額を市町村民税の所得割の課税標準の中に算入する方針をとつても差支えないわけであります。その場合につきましては、その部分について所得割が更に課せられるわけありますから、源泉課税される金額というものがその部分だけ軽減されなければならぬわけであります。それで今考えておりますところの五〇%という率を軽減いたしましたして、市町村民税の所得割を課します場合に、その部分を捕捉して来ればよいわけでありますけれども、捕捉することが實際上非常に困難であります。それなら今小笠原さんのおつしやいました資本蓄積の観点もそこに附加えまして、源泉課税する率というものを、市町村民税の所得割を課さないという見地において、かなり高率なものを定めたほうがよろしいというふうなことから、五〇%という率を源泉課税されるというふうにされることになつたわけであります、従いましてその部分では市町村民税の所得割の課税標準の中には算入をしないということにいたそうとするわけであります。

○小笠原二三男君　そうすると、私素人流に考えてちよつとわからんですが、国税で取つたから地方税では取らん、こういうことになるわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君)　国税で取ります場合に、市町村民税で取る部分も併せて取つておるといふふうに考えております。

○小笠原二三男君　非常に専門的なことのようにですから、この部分については検討を加えて又御質問することになります。